

○紀美野町就学援助費及び特別支援教育就学奨励費交付規則

平成18年1月1日

教育委員会規則第16号

改正 平成19年3月14日教育委員会規則第8号

平成20年1月29日教育委員会規則第2号

平成28年3月28日教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条及び第40条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助(以下「就学援助費」という。)及び特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るための援助(以下「特別支援教育就学奨励費」という。)を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資するため必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 就学援助費の支給対象となる者は、紀美野町立学校設置条例(平成18年紀美野町条例第75号)に規定する学校に在学する児童又は生徒の保護者で次に該当するものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者

(2) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく児童扶養手当全部受給者

(3) 前2号に掲げるもの以外の者で、次のいずれかに該当するもの

ア 前年(度)又は当該年(度)の世帯の総所得が要保護認定基準額以下の者

イ 就職後1年を経過しない者及び失業により、前年(度)又は当該年(度)の所得を継続的所得とすることが著しく不相当である場合においては、紀美野町教育委員会(以下

「教育委員会」という。)で定めた額をその者の所得とし、上記アの基準を満たす者

ウ 天災その他事由により、学校長の所見を参考に教育委員会が特に生活状態が悪いと認められた者

2 特別支援教育就学奨励費の支給対象となる者は、紀美野町立学校設置条例に規定する学校の特別支援学級に在籍し、収入額が必要額の2.5倍未満となる者とする。なお、収入額及び必要額の算定については、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の2の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定要領(平成16年4月1日付け文科初第76号)の定めるところによる。

(交付額及び支給方法)

第3条 交付額は、教育委員会が毎年度国の定める要保護児童生徒援助費補助金及び特別支

援教育就学奨励費補助金(予算単価)に準ずるものとし、予算の範囲内で定める額とする。

2 支給方法は、金銭又は現物により交付するものとする。

(交付申請)

第4条 援助費の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、就学援助費申請書(様式第1号)及び要保護及び準要保護児童生徒に係る調査票(様式第2号)に必要書類を添付し、児童又は生徒が在学する学校に提出するものとする。

2 学校長は、保護者から前項の申請書が提出されたときは、教育的立場から、次の書類を添付して教育委員会に提出するものとする。

(1) 就学援助費申請書(様式第1号)

(2) 要保護及び準要保護児童生徒に係る調査票(様式第2号)

(3) 要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票(様式第3号)

(4) 児童扶養手当の全部受給額を証する書類又は保護者を含む世帯員全員の所得を証する書類

(5) 要保護及び準要保護児童生徒総括表(様式第4号)

(6) 前各号に定めるもののほか、教育長が特に必要と認める書類

(援助費の決定)

第5条 教育委員会は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し援助費の可否を決定の上、様式第3号をもって速やかに学校長へ通知するとともに、申請者にその旨を就学援助認定(不認定)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(支給期間)

第6条 この就学援助費の支給期間は、4月1日に始まり翌年3月31日で終了するものとする。

2 支給期間の中途から認定を受けた者については、支給決定のあった月から支給対象とする。

(事務処理の委任)

第7条 援助費の支給を受ける者は、その請求、受領等の権限を学校長に委任するものとする。

2 前項の規定により委任を受けた学校長は、当該委任状(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(個人支給明細書の作成及び保管)

第8条 学校長は、当該児童又は生徒に係る就学援助費個人支給明細書(様式第7号。以下

「明細書」という。)を作成し保管するものとする。

- 2 学校長は、事業終了後速やかに、前項に定める明細書を教育委員会へ提出し、その確認を受けるものとする。

(認定の取消し)

第9条 年度途中において、世帯の経済状況の好転等による辞退又は町外への転学等により支給を必要としなくなったときは、認定を取り消すものとし、学校長は、その旨を速やかに教育委員会に報告するものとする。

(秘密の保持)

第10条 この規則による就学援助事務に携わる者は、紀美野町個人情報保護条例(平成18年紀美野町条例第10号)の規定により、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第11条 その他必要な事項については、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年度分の就学援助費及び特殊教育就学奨励費については、この規則の規定にかかわらず、合併前の野上町又は美里町で行っていた事業の例による。

附 則(平成19年3月14日教育委員会規則第8号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年1月29日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

就学援助費申請書

年度における要保護及び準要保護児童生徒就学援助を受けたいのでよろしくお願
いいたします。

年 月 日

紀美野町教育委員会教育長 様

住 所 _____

(フリガナ)

児童生徒氏名 _____

(フリガナ)

保護者氏名 _____ ㊟

電 話 _____

記

	続柄	生年月日	職業 及び学年	収 入 状 況		住宅の形態
				収入月額	その他の収入	
児童 生徒 の 属 す る 世 帯 の 状 況						持 家 借 家 (家賃 円/月)
就学援助を受けたい理由(できるだけ詳しく)						

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

年度 要保護及び準要保護児童生徒に係る調査票

児童 生徒 氏名		学年		保護者 氏名		住所	
	続柄	氏名	生年月日	職 業 及 び 学 年	病 気 療 養 の 有 無 期 間	住宅の形態	家庭の状況
家 庭 状 況						1 持家 2 借家 借間	
就学援助を必要と認める者についての学校長の所見及び氏名、印 (日常生活状態をできる限り具体的に)						教育委員会の認定(不認定)理由	
学校長 <input type="checkbox"/>							

備考 兄弟がある場合、1家庭1枚とする。小・中にわたる場合は、各該当校より提出のこと。

様式第3号(第4条、第5条関係)

様式第3号(第4条、第5条関係)

要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票

整理番号		児童生徒氏名		保護者氏名		教育扶助受給の有無	
家庭の状況 (保護者本人を含む)	続柄	生年月日	職業	自宅居住の有無	病気療養の有無(期間)	住宅の形態	家庭の状況の変動
						(1) 持家	
						(2) 借家間	
就学援助を必要と認める者についての学校長の意見							
(1) 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる (2) 生活状態が悪いため学校納付金を減免している (3) 生活状態が悪く学校納金が滞りがちである (4) 昼食被服が著しく悪くまた学校用品通学用品に不自由している (5) 経済的理由による欠席日数が多い (6) その他(具体的に記載のこと。) 上記の者が就学援助を必要とする児童生徒として報告します。 年 月 日 学校長 印 紀美野町教育委員会 様							
継続報告	小 学 校					中 学 校	
報告年月日	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生
学 校 印							

	世帯についての福祉事務所の長又は民生委員の所見	教育委員会の認定事由(変更の事由)					
認定の場合							
認定をしない場合又は取消しの場合							
上記の者を 要保護 児童生徒として認定 { します。 / 準要保護 しません。 年 月 日 学校長 様 紀美野町教育委員会 印							
継続認定	小 学 生					中 学 生	
認定年月日	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生
教育委員会 印							

様式第5号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

紀美野町教育委員会教育長

印

就学援助認定(不認定)通知書

年 月 日付けで申請のありました就学援助につきまして、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 認定・不認定
- 3 不認定の場合の理由

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3箇月以内に、紀美野町教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定を知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、紀美野町を被告として(訴訟において町を代表する者は紀美野町教育委員会となります。)、提起することができます(なお、この決定を知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

様式第6号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

委 任 状		
年 月 日		
紀美野町立	学校長 様	
	学 年	_____
	(フリガナ)	
	児童生徒氏名	_____
	(フリガナ)	
	保護者氏名	_____ 印
	電 話	_____
紀美野町から受ける	年度就学援助費交付金の請求、受領及び取扱いに関する事	
項を委任します。		

様式第7号(第8条関係)

様式第7号(第8条関係)

年度就学援助費個人支給明細書

年 組	児童生徒氏名					保護者氏名					
費 目	金 額 円	現 金 現物の 区 分	支 給 年月日	担任印	校長印	費 目	金 額 円	現 金 現物の 区 分	支 給 年月日	担任印	校長印
学用品費等(1学期)						給食費(1学期)					
〃 (2学期)						〃 (2学期)					
〃 (3学期)						〃 (3学期)					
小 計						小 計					
修学旅行費											
						合 計					
校外活動費(泊なし)						年度の中途における 要保護 標準保護 の認定の変更等の事由					
校外活動費(泊あり)						年 月 日 要保護 標準保護 に変更された。					
新入学学用品費等											
						年 月 日 廃止 転学 した。					
						上記の者に就学援助費支給計画通知書記載のとおり就学援助費が給与されたことを確認する。					
						年 月 日					

紀美野町教育委員会



(備考)1 教育委員会が、直接給与事務を行った場合「教育委員会印」欄の押印を要しない。

2 教育委員会の補助執行機関として学校長が給与事務を行った場合は、支給の方法に従って「担任印」欄及び「学校長印」欄に押印し、給与事務の完了後教育委員会の確認を受けること。